

## 三菱自動車 電動車両サポート 会員規約

### 第1条 (目的)

三菱自動車 電動車両サポート 会員規約 (以下「本規約」といいます) は、三菱自動車工業株式会社 (以下「当社」といいます) が提供する「三菱自動車電動車両サポート」(以下「本サービス」といいます) の会員を対象として、本規約に同意した上で会員登録を行い、当社が入会を認めた会員に対して提供する各種条件を定めたものです。

### 第2条 (定義)

本規約における用語は、それぞれ次の通り定義されるものとします。

- (1) 「会員」とは、本サービスについて、第7条に規定の手続きを経て会員登録され、当社が入会を認めた個人又は法人をいいます。
- (2) 「会員契約」とは、当社と会員との間に本規約に定める条件の下、本サービスを利用するために締結される契約をいいます。
- (3) 「会員等」とは、会員、及び利用者をいいます。
- (4) 「個人会員」とは、会員のうち個人をいいます。
- (5) 「法人会員」とは、会員のうち法人 (事業のために本サービスの会員となる個人を含みます) をいいます。
- (6) 「会員資格」とは、当社が当社ウェブサイトで定める、本サービスを利用できる資格をいいます。
- (7) 「利用者」とは、第5条第7項に規定する意味を有します。
- (8) 「料金」とは、入会金、基本料金、充電器利用料、カード再発行手数料、プラン変更手数料、退会金、本規約にて定められた本サービスの対価及びその他本規約に基づき会員が支払うべき債務を総称していいます。
- (9) 「充電器利用料」とは、当社ウェブサイトに掲示する料金表に定める料金プランの種別に基づき計算される充電器の利用に対する料金をいいます。
- (10) 「法人契約利用者」とは、第5条第6項に規定した意味を有します。
- (11) 「申込者」とは、本サービスの利用のため、会員登録の申し込みをする者をいいます。
- (12) 「電動車両」とは、電気を駆動力としてバッテリーに電気を蓄える装置を搭載した自動車 (Electric Vehicle、EV) 又は外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車 (Plug-in Hybrid Electric Vehicle、PHEV) をいいます。
- (13) 「登録車両」とは、第7条に規定の手続きを経て登録した電動車両をいいます。
- (14) 「サービス提供会社」とは、第17条第1項に規定する意味を有します。
- (15) 「充電器」とは、電動車両を充電するための急速充電器及び普通充電器をいいます。
- (16) 「充電認証器」とは、充電器に設置された、会員の認証に必要な情報を読み取り、有効な会員であることを認証する機器をいいます。
- (17) 「NCS」とは、合同会社日本充電サービスをいいます。
- (18) 「NCSネットワーク」とは、NCSが提供する、NCSが利用権を有する充電器及び充電認証器を用いた充電サービスである「NCS充電インフラネットワークサービス」をいいます。
- (19) 「会員ID」とは、当社が会員に付与する、本サービスを利用するにあたって必要となるIDをいいます。
- (20) 「パスワード」とは、当社ウェブサイトの会員専用ページにアクセスする際に必要なログイン用のパスワードをいいます。
- (21) 「充電スポット」とは、当社ウェブサイトにて指定する充電サービスの提供場所をいいます。
- (22) 「充電サービス」とは、会員が充電スポットにおいて、事前に当社に登録して頂いた電動車両の充電を行うことができるサービスをいいます。
- (23) 「付帯サービス」とは、当社ウェブサイトで指定する、充電サービス以外の、会員向けの各種サービスをいいます。
- (24) 「本サービス」とは、充電サービス及び付帯サービスをいいます。
- (25) 「本サービスガイド」とは、当社が配布又は当社ウェブサイトに掲載する本サービスの利用に関するガイドをいいます。
- (26) 「充電カード」とは、本サービスを利用するために必要な、当社の発行する認証カードであって、あらかじめ会員の認証に必要な情報が電磁的に記録されているものをいいます。
- (27) 「クレジットカード会社」とは、当社が指定するクレジットカードを発行し、会員が本サービスの料金支払のために入会申込み時に登録したクレジットカード会社をいいます。
- (28) 「決済代行会社」とは、当社が指定する、料金に関する請求書発行および回収を代行する会社をいいます。
- (29) 「当社ウェブサイト」とは、当社が指定するアドレスにて特定する三菱自動車電動車両サポートのウェブサイトを行い、平成29年4月1日現在の指定は以下のアドレスとします。

【URL: <http://ev-support.mitsubishi-motors.co.jp>】

### 第3条 (本サービス利用方法)

会員等は、充電スポットに設置された充電認証器に、充電カードに記録された電磁的情報を読み取らせて会員認証を受けたときに、充電サービスの利用ができるものとします。また、会員等は、第17条の規定に従い、付帯サービスの利用ができるものとします。

### 第4条 (サービス利用期間)

1. 充電サービスの利用期間は第7条第4項に定める利用開始日からとします。付帯サービスの利用開始日は、第17条の規定によります。
2. 利用期間は当社ウェブサイトにおいてなされる本サービス終了の通知により案内される時期までとします。但し、本規約に基づき本サービスの会員資格を喪失した場合 (解除、解約、期間満了の場合を含みますが、これに限られないものとします。以下、同様とします。)、本サービスは利用できなくなるものとします。

### 第5条 (サービス利用上の注意)

1. 会員は、事前に書面又は電磁的方法により本規約の内容に同意した上で、本規約に従って本サービスの利用を開始するものとします。
2. 会員等は、本サービスを利用するにあたって、本サービスガイドの内容を理解し、本サービスガイドに従って本サービスを利用することとします。
3. 会員等は、登録車両に限って、充電サービスを利用できるものとします。但し、修理・点検等により登録車両が利用できない期間における代車については、当該期間に限り当該代車について充電サービスを利用できるものとします。
4. 本サービスを利用する場合、電動車両1台毎に本サービスの申し込みが必要となり、会員は、1つの会員契約により複数の電動車両について本サービスを利用することはできないものとします。なお、法人会員において、複数の電動車両について本サービスの申し込みをする場合は、それぞれを1つの会員契約とみなします。
5. 個人会員においては、会員本人に限り充電サービスを利用できるものとします。但し、個人会員は、その家族 (2親等内の同居の親族に限り) に対して、本規約を遵守させることを前提として、充電サービスを利用させることができるものとします。付帯サービスは、第17条の規定に従い利用できるものとします。
6. 法人会員においては、充電サービスは、本規約を遵守させることを前提として、当該法人の役員、従業員、並びに当該法人が充電サービスの利用を許諾した第三者 (以下この役員、従業員及び利用を許諾された第三者を「法人契約利用者」といいます) が利用できるものとします。付帯サービスは、第17条の規定に従い利用できるものとします。
7. 会員は、本条第5項及び第6項により本サービスを利用する者 (以下「利用者」といいます) による本サービスの利用について一切の責任を負うものとし、利用者の行為は会員の行為とみなされることをあらかじめ承諾します。
8. 会員等が、充電スポットで充電サービスを利用するにあたって、当該充電スポットにおいて標識・書面、又は係員等からの指示がある場合、

その指示に従うものとします。また、会員等は、当該充電スポットの営業時間や充電器メンテナンスその他の事情により、一時的に充電サービスを利用できない場合があることや、充電スポットが廃止される場合があることを了承します。

9. 充電サービス利用中、会員等は充電スポットの敷地内で充電が完了するのを待つものとします。当社は、電動車両及び電動車両内の物品等の盗難、他の車両との交通事故等の損害については、損害賠償の責任を負わないものとします。

10. 会員等は電動車両への充電完了後、速やかに充電スポットから電動車両を移動するものとします。

11. 会員等は、本規約に従って充電スポットを利用する行為を除き、他の者による充電スポットの利用を妨げる、又は妨げるおそれのある一切の行為を行わないものとします。

12. 会員は、会員等が暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力ではないこと、及びこれらに該当する者であったことはないことを表明し、保証するものとします。

#### **第6条（本規約の変更、追加、廃止）**

1. 当社は、当社ウェブサイトの本規約の変更内容を公開することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更することができるものとし、会員はこれを承諾します。

2. 当社は、必要に応じて、本サービスの利用条件等を変更することができるものとし、会員はあらかじめこれを承諾します。

3. 会員は、本サービスの利用条件等について、本サービス利用等の時点における最新の本規約、サービス提供会社が定める付帯サービスに関する規定等及び当社ウェブサイトに掲示する料金表その他の条件が適用されることを了承します。

#### **第7条（会員登録の申込み及び会員契約の成立）**

1. 申込者は、当社所定の必要登録事項を届け出、当社が指定する申込方法により会員登録の申込みを行うものとします。

2. 当社は、前項の申込みに対して当社及びクレジット会社又は決済代行会社において所定の審査を行い、当社が入会を認めた申込者に対して充電カードを発行し、会員に貸与します。充電カードには、充電サービスを利用するために必要な情報を電磁的に書き込むものとします。当社において、申込者に関する情報が、当社が指定するシステムに登録されたときに、当社と申込者間で会員契約が成立し、申込者は会員としての資格を取得するものとします。

3. 本サービスの利用を認めることが適当でないと当社が判断した場合、申込みは、理由の開示をすることなく受理されないことがあります。

4. 充電サービスは、充電カードが会員の手元に届いた時点から利用を開始することができ、会員は、充電カードが届く以前に充電サービスの利用ができないことを承諾するものとします。

5. 当社は、予告なく会員の募集を締め切る場合があります。

#### **第8条（会員IDとパスワードの管理）**

1. 会員は、会員IDとパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。また会員は、会員IDとパスワードを自身以外の第三者に通知、貸与、譲渡することはできないものとします。但し、第5条第5項及び第6項により本サービスを利用する者には使用させることができます。

2. 会員は、第三者による会員IDとパスワードの不正な使用が判明した場合、速やかに当社に対して連絡するものとします。

3. 当社ウェブサイトの会員専用ページにおいて会員IDとパスワードが不正使用されたことにより会員に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を一切負わないものとします。また当社に当該不正使用によって損害が発生した場合は、会員が損害賠償することとします。

#### **第9条（登録内容の変更）**

1. 会員は、第7条に規定の手続きを経て登録された会員の情報（電動車両情報、会員の住所、電子メールアドレス等）に変更があった場合は、速やかに当社所定の方法で変更手続を行うものとします。

2. 前項に伴って、当社が本サービスの提供に支障が生じると判断した場合、又は会員が前項に定める登録内容の変更を怠り、又は虚偽の内容を登録したことが明らかとなった場合には、当社は本サービスの利用停止、又は会員契約の解除ができるものとします。その場合、会員に損害が生じても、当社は賠償の責任を負わないものとします。

#### **第10条（個人情報の取り扱い）**

当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員の個人情報（氏名、住所、登録車両情報その他特定の個人を識別することができるものをいい、以下「個人情報」といいます）を以下の各号の目的を達成するために利用するものとします。なお、当社は、本サービスの提供に関して知り得た会員等による本サービスの利用履歴についても、個人情報と同等の取り扱いをするものとします。

（1）本サービスの提供、申込受付、充電カードのデータ登録、充電カードの発送作業、利用実績の集計、付帯サービスの提供、各種決済手続き、会員のお申出・お問合せへの対応。

（2）本サービスを含む当社、三菱自動車販売店及び当社提携会社を取り扱う商品、サービス、イベント・キャンペーン等の郵便物、eメールによるご案内、商品等の販売促進。

（3）本サービスを含む当社、三菱自動車販売店及び当社提携会社を取り扱う商品、サービス等のアンケート調査・集計・分析、商品等の開発、品質向上、お客さま満足度向上、市場動向の把握。

（4）三菱自動車販売店及び当社提携会社に対する、書面、電磁的記録媒体、送信等による以下の個人情報提供。

（提供する項目）

氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先、及び会員のお申出・お問合せ・本サービスに係るお取引に関する情報

（5）法令の定め、行政の通達・指導等に基づく対応。

（6）前各号のほか、個別に会員の同意を得た利用目的。

#### **第11条（個人情報の第三者提供）**

1. 会員は、当社が以下の各号により会員の個人情報を第三者に提供することをあらかじめ承諾するものとします。

（1）本サービスの提供のためにNCSに個人情報を提供すること。

（2）本サービスの料金請求のために、決済代行会社に個人情報を提供すること。

（3）前条の利用目的（4）及び（5）に基づき、個人情報を提供すること。

（4）前条の利用目的の範囲において、当社の業務委託先に個人情報の取り扱いを委託すること。この場合、当社が委託先に適正な取り扱いを求め適切に監督を行います。

（5）その他、個別に会員の同意を得た上で個人情報を提供すること。

2. 前項の他、会員は、当社が会員の個人情報を、個人を識別できないよう処理し、充電器利用状況分析、道路情報分析又は第三者への情報等の提供サービスを行うことを目的として当社が認めた第三者に提供することを承諾したものとします。

#### **第12条（会員契約の解除）**

1. 当社は、会員が次の各号の一に該当したときは、何らの通知、催告をすることなく会員契約を当然に解除することができるものとします。

（1）本規約に違反したとき

（2）入会申込み内容に虚偽があったとき

（3）第9条第2項に該当したとき

（4）会員等が、充電スポットの建物、設備、機器、設置物等の損壊、窃盗等の加害行為を行ったとき

（5）暴力団員、暴力団関係企業関係者、総会屋その他反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったことが判明したとき

（6）クレジットカード決済会社により、会員が決済用に指定したクレジットカードの利用が停止されたのち、指定期間内でのクレジットカード

の再登録を会員が拒否したとき

- (7) 法人会員が、決済代行会社による審査において否認されたとき
  - (8) 料金、その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき
  - (9) 会員が支払停止になったとき（法人会員にあっては、破産、民事再生、会社更生、特別清算その他債務整理のための法的手続開始の申立てを受けたとき、又は自ら申立てをしたとき）
  - (10) 会員等が、本サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損し、もしくは当社の財産を損害する行為、第三者もしくは当社に不利益を与える行為、その他当社が不相当であると判断する行為を行ったとき
2. 前項に基づき、会員契約が解除された場合、会員は期限の利益を喪失し、直ちに第15条に定める料金並びに第13条3項に定める退会金の支払いその他の債務の履行をするものとします。
3. 会員は、本条第1項各号の一に該当した場合において当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。
4. 本条の定めに基づいて、会員契約が解除されたことによって、会員等に損失、損害、諸費用が発生した場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

#### 第13条（会員契約の解約手続）

1. 会員は、本サービスからの退会を希望する場合、所定の方法により当社に届け出ることとします。
2. 前項の届け出を当社が受領し、退会に関わる事務処理の完了を以て退会の受付とします。会員は、当社が退会を受け付けた日の翌月末日（以下「退会日」といいます）に、本サービスを退会することができるものとします。
3. 前項による場合、会員は、退会金（金3000円、消費税別）、会員契約終了月に係る基本料金、及び退会日までに利用開始した充電器利用料等の全額について当社に対して支払うものとします。但し、退会日からその翌日にかけて充電器を利用した場合、退会日の翌月に充電器利用料を請求することがあります。また、会員は退会日において選択する料金プランについて、最初に基本料金が発生した月を、1ヶ月目として、退会日が12ヶ月目の末日以降となる場合は、退会金を要さないものとします。
4. 本サービスの不具合、当社の運営上の都合等、又は天災地変その他の不可抗力の事由により、本サービスの全部又は一部が使用不能となり、これにより本サービスの提供が困難であると判断した場合には、当社は会員契約を解約することができるものとします。
5. 前項の場合、当社はその旨を当社ウェブサイトでの公表等により速やかに通知するものとし、当該通知をもって解約が成立したものとします。なお、この場合、退会金は要さないものとします。
6. 会員が本サービスのために登録車両を譲渡、廃車等により使用しなくなった場合でも、当然には退会とならないものとし、会員は、本条第1項に基づき退会手続を行うものとします。
7. 会員等は、退会日以降、本サービスの提供を受けることはできません。

#### 第14条（充電カードの取り扱い）

1. 当社は、会員に対して、第7条第2項に基づき送付した充電カードを貸与するものとします。
2. 会員等は、当社から貸与を受けた充電カードを善良な管理者の注意義務をもって、使用・保管するものとします。
3. 充電カードの紛失、盗難、滅失又は破損の場合、会員は、直ちにその旨を、当社が別途指定した方法により当社へ届け出るものとします。また充電カードを再発行する場合、カード再発行手数料（金1500円、消費税別）を会員は当社に対して支払うものとします。
4. 充電カードが第三者に使用されたことに起因して、会員等に何らかの損失、諸費用並びに損害が生じて、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
5. 会員資格を喪失したときは、当社の指示する方法に従い、充電カードを返却又は裁断のうえ破棄するものとします。

#### 第15条（料金等）

1. 会員は、第7条第2項により会員契約の成立後、当社ウェブサイトに掲示する料金表に定める料金プランの種別に基づき、入会金、基本料金及び充電器利用料等の料金を支払うものとします。
2. 基本料金については、会員契約が成立した月の翌月分から発生するものとします。各月の基本料金は、当該月の前月末日をもって退会する場合を除き、当該月の前月末日に発生するものとします。会員たる期間が一月に満たない月についても基本料金は日割り計算しないものとします。
3. 充電器利用料は、NCSから当社に送信される会員の充電器利用実績の情報を元に計算するものとし、会員は、充電器本体に表示される充電時間等の情報と一致しない場合や、充電停止時間も含めて充電器利用時間として算出される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 充電器利用料については、充電器の利用を開始した時点で発生し、充電器の利用を開始した時点での料金が適用されるものとします。ただし、NCSから当社への充電器利用実績情報の送信に遅延が発生した場合には、当社が情報を取得した時点での料金が適用され、情報を取得した月の充電器利用料として計上される場合があることを会員はあらかじめ承諾するものとします。
5. 会員は、料金プランの変更を希望する場合、当社所定の方法で届け出ることにより、当該届を当社が受領した日の翌月から、料金プランを変更することができるものとします。但し、申し込みのタイミングによっては翌々月からの変更となる場合があります。
6. 会員が前項によりプラン変更をする場合、プラン変更手数料（金3000円、消費税別）を会員は当社に対して支払うものとします。但し、当該届を当社が受領した時点での料金プランで最初に基本料金が発生した月を現プラン加入1ヶ月目として、プラン変更日が12ヶ月目の末日以降となる場合は、プラン変更手数料を要さないものとします。
7. 会員等は、電動車両の駆動用電池の残量、温度、車種および充電器の最大出力仕様等の条件により時間当たりの充電量が異なるため、充電サービスが一定時間あたりの充電量を保証するものではないことを十分に理解した上で充電サービスを利用し、充電サービスの利用に起因する充電量に関しては当社が一切の責任を負わないことに同意したものとみなします。
8. 当社は、会員からの本サービス利用の一時中断及びそれに伴う料金の減額等の請求は受け付けられないものとし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。
9. 会員は、当社ウェブサイトの会員専用ページにおける充電サービスの利用履歴画面及び決済代行会社が発行するもの以外の料金明細書面及び領収証について、発行されないことをあらかじめ承諾するものとします。

#### 第16条（お支払方法）

1. 個人会員は、毎月末締めで翌月以降の当社が指定する日に、個人会員が登録したクレジットカードにて、クレジットカード決済会社を通じて料金を支払うものとします。
2. 法人会員は、毎月末締めで翌月以降の当社が指定する日に、決済代行会社が発行する請求書に基づく銀行振込または口座振替により料金を支払うものとします。法人会員は、当社が法人会員に対して有する料金にかかる債権を決済代行会社に対して譲渡し、決済代行会社が法人会員に対して料金の請求をすることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 前項の場合、当社の計上日とクレジットカード決済会社又は決済代行会社が定める締日及び実際の処理日との関係において、会員とクレジットカード決済会社又は決済代行会社との間で定められた引き落とし日が翌月以降にずれることがあります。
4. クレジットカードの有効期間の満了等、クレジットカード決済会社又は決済代行会社の規定その他の事由により、当社が、料金についてクレジットカード決済会社又は決済代行会社から支払いを受けられない場合、会員は、料金を、当社が定める方法により直ちに当社に支払うものとします。その際、再請求に伴い発生する諸費用は会員に請求できるものとします。
5. 会員の料金に関する支払について、本規約に加え、会員は、クレジットカード決済会社又は決済代行会社の規約に従うものとします。
6. 会員は、会員が料金を本条に定める方法、期限までに支払わない場合、当社が支払を確認できるまで、本サービスの提供を一時的に停止することがあり、本項に基づくサービスの提供停止期間中であっても基本料金が発生することを承諾するものとします。また、いずれの料金について

も、支払期日の翌日から当社が支払いを受けた日まで年14%の割合で計算した額が遅延利息として発生するものとします。

#### 第17条（付帯サービス）

1. 会員等は、当社又はサービス提供会社が提供する付帯サービスを、当社又はサービス提供会社所定の方法により利用することができます。会員等が利用できる付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ウェブサイト又はその他の方法により通知又は公表します。
2. 会員等は、付帯サービスの利用等に関して、当社又はサービス提供会社が定める規定等（契約約款、注意事項、説明等を含む）がある場合はそれに従うものとし、また、付帯サービスによってはこれを利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
3. 当社又はサービス提供会社が必要と認めた場合、付帯サービス及びその内容を変更もしくは中止することがあります。
4. 会員等は、その会員資格を喪失した場合には、当然に付帯サービスを利用することができなくなります。

#### 第18条（会員の自己責任）

1. 会員は、電動車両その他これらに付随して本サービス利用のために必要となる全ての備品を、自己の費用と責任において準備し、本サービスが利用可能な状態にするものとします。また、自己の費用と責任において、本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、会員等による本サービスの利用に起因して、又は関連して、当社が第三者から警告書、クレーム、訴訟、仮処分等の法的権利義務に関する通知・催告・請求を受けた場合は、当社は直ちに会員に通知するものとし、会員は、自己の責任と費用で、当該請求等を処理解決するものとします。
3. 会員等は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって解決するものとします。
4. 会員は、会員等が負担すべき債務について当社が弁済した場合、その弁済額とあわせ弁護士費用を含む必要なる費用についても、当社に賠償するものとします。

#### 第19条（損害賠償）

1. 会員は、会員等による本サービスの利用に関連して、その責に帰すべき事由により、当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. 会員は、会員等が本規約の約定に違反し、又は前条に定める行為により当社又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとします。
3. 前項により、会員等にいかなる損失、損害、諸費用が発生しても、また派生的損害及び逸失利益についても当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第20条（免責事項）

1. 当社は、次の各号の一に該当するときは、そのために生じた会員等の損害について一切の責任を負いません。
  - (1) 充電器のメンテナンス、充電器の不具合に起因するトラブルで充電サービスの利用ができなかったとき
  - (2) 登録車両の不具合に起因するトラブルで本サービスの利用ができなかったとき
  - (3) 充電器の利用に伴う事故により損害が発生したとき
  - (4) 通信手段の障害及び充電カードの不具合等により、充電カードの利用が遅延又は不能になったとき
  - (5) 充電スポットの事情により、充電サービスの利用ができないとき
  - (6) 当社の責によらない事由により、付帯サービスの利用ができないとき
  - (7) 付帯サービスの利用に伴うトラブルにより損害が発生したとき
  - (8) 会員の充電カードが不正利用されたとき
  - (9) 会員情報の登録時の誤り、又は適切に会員情報の更新が行われていないなど、会員情報の不備、又は当社の責によらない事由により、当社から会員への充電カードを含む送付物の発送又は会員に対する連絡が延着又は到達しなかったとき
  - (10) 会員等が本規約又は付帯サービスの利用等に関する規定等又は本サービスガイドに規定の事項に従わない方法で本サービスを利用したとき
  - (11) その他天災地変など不可抗力により、本サービスを利用できないとき
2. 本サービスの履行に関し、当社の故意又は過失により、会員が損害を被った場合、当社は当該行為から直接発生した損害について、損害賠償責任を負うものとします。但し、特別の事情により生じた損害、派生的損害及び逸失利益については一切の責任を負わないものとします。

#### 第21条（権利義務の譲渡禁止）

会員は、本サービスの利用権、その他本規約に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできないものとします。会員は、第5条第5項及び第6項の場合を除き、本サービスの利用権の全部又は一部を第三者に貸与することはできないものとします。

#### 第22条（専属的合意管轄裁判所）

1. 当社と会員との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約に基づく権利の行使及び義務の履行については、準拠法として日本法が適用されるものとします。

#### 第23条（会員との連絡）

1. 当社は、当社から会員に対する連絡及び通知に関し、原則として、当社ウェブサイト上への掲示により行います。
2. 会員登録時の誤り、その後の変更につき更新が行われていないなど、会員情報の不備のために、当社からの会員への連絡又は通知が延着又は到着しなかった場合は、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

#### 【問合せ先】

本サービスに関する問合せ先は、次のとおりです。お問合せにあたっては、本サービスの会員であることをお申出ください。

電話：三菱自動車 お客様相談センター  
0120-324-860

メール：三菱自動車 電動車両サポート サポートデスク  
ev.support@mitsubishi-motors.com

（附則）本規約は、2015年3月1日から効力を有します。

#### （更新履歴）

2015年3月1日 作成  
2017年4月1日 更新